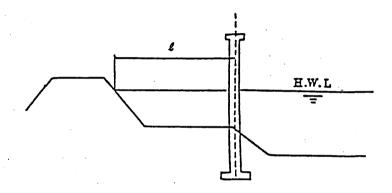
堰の両端の堰柱と堤防(河岸)間の河積の取扱いについて

(昭和53年9月5日付河第200号、河川課長)

低水路部あるいはこれに相当する部分に堰を設ける場合は、高水敷の幅によって、堤防又は河岸と両端の堰柱の間に実質上短い径間長が出現することがある。下図において、1は堤防までの距離が十分あるときは、できるだけ令第38条の表の下欄に掲げる値以上とすること。少なくとの令第39条第1項の表の第3欄の値以上確保することとする。但し川幅の状況等により、上記の値を確保することがきわめて困難な場合で、1が令第39条第1項の表第3欄の値の2/3以上ある場合は、河川管理者と協議、打合わせにより、規則第16条に定められた護岸長より少なくとも上、下流各々5m以上延長し、かつ護岸高は河岸又は堤防高まで実施する等、特別の措置を講ずる場合は有効河積とみなすことができる。なお取水塔の場合についても同じ取扱いとする。又量水塔については構造令の適用はないが、取水塔に準ずるものとする。



#### (参 考)

計画高水流量	(m³/s)	500未満	500以上 2000未満	2000以上	4000以上	
令第38条の表の下欄の値	(m)	15	20	30	40	
令第39条第1項の表の第3欄の値	(m)	12.5	12.5	15	20	

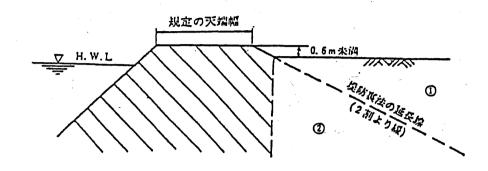
河川を縦断する圧力管等工作物の設置について

· (昭和56年9月10日付河第212号)

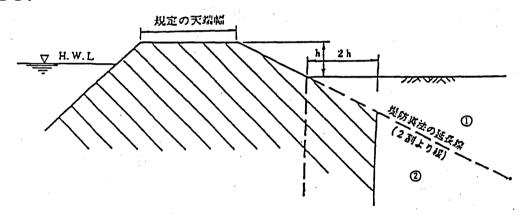
標記については、下記のとおり取扱われたく通知する。

記

堤内における堤防沿いに設置するパイプ、圧力管等工作物設置は、下記によること。 A. 堀込河道(河道の一定区間を平均して堤内地盤高が計画高水位以上)で、かつ堤防高が 0.6 m未満のとき。



#### B. A以外のとき。



- 1. 斜線部分に設置してはならない。
- 2. 図の①及び他の場所に設置する余地のないもので、公共性の高い事業(上水道、下水道、ガス、電々ケーブル等)に係る工作物において、地形の状況、その他特別の理由により図の②に設置することがやむを得ないときは、次による。

イ、 掘削して圧力管等を埋設する場合は、 鉄筋コンクリートで巻き立てることを原則と し、 又管の破損、 不等沈下などについても防止できる構造とすること。

押し抜き工法でパイプ、圧力管等を敷設する場合は、グラウト等により管の破損、不等沈下などを防止できるようにすること。

ロ. イにおいて管の巻き立ては、基礎地盤が岩盤等の場合であって、かつ、力学上安全 な構造であるときその他治水上支障がないと認められるときは、この限りではない。

河第 ユ68 号 平成7年10月1日

様

河川 課長 兵窟泉土 岡山和本部河川 課長印

河川工事又は道路工事により必要となる 橋梁の改築に伴う市町の費用負担について (通知)

標記の件について、別紙のとおり「三局通達及び特例についての運用指針」を作成しま したので、今後は同運用指針でもって運用願います。

兵庫県土木部河川課 H7.9.12作成

河川工事又は道路工事により必要となる橋梁の改築に伴う市町の費用負担について、三 局通達と特例との運用指針を下記のとおり取り扱うこととしましたので、取扱いについて 充分御留意願います。

## 1. 定義

- イ) 三局通達・・・・河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について(昭和43年8月1日、建設省都街発第31号・建設省河治発第87号・建設省道発第240号)
- 口) 特 例・・・・河川工事に附帯する市町村道橋梁の費用負担について(案) (昭和50年7月1日、河川局治水課、道路局地方道課)

#### 2. 運用指針

- (1) 国道、県道及び政令指定都市道の橋梁については、無条件に三局通達を適用する。
- (2) 上記(1) 以外の市町道における橋梁については、その両側の道路において、一定計画の道路改良事業がすでに着手されており、かつ向こう5ヶ年以内に橋梁改築が行われる場合には、無条件に三局通達を適用する。
- (3) 上記(2) 以外の市町道における橋梁については、次により三局通達と特例に区分して運用する。
  - イ)①人口30万人以上の都市
    - ② 人口15万人以上30万人未満 財政力指数0.5以上 普通建設事業費50億円/年以上

が同時に満足される市町

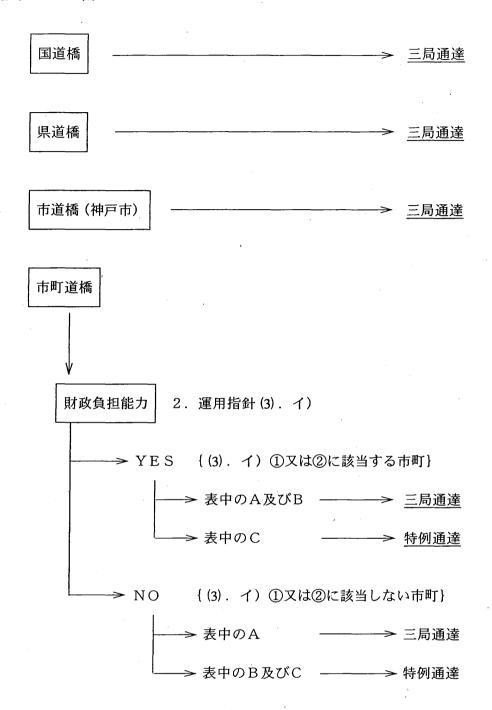
については、政令指定都市に近い財政負担能力があるものとみなし、下記表中のA及びBについては、三局通達を適用するものとする。なお、表中Cについては、特例を適用する。

ロ)上記イ)以外の市町もしくは、上記イ)が満足している市町でも赤字再建団体に 転落した市については、下記表中のAについては、三局通達を適用し、その他に ついては特例を適用する。

表

	片側に道路工事有	両側とも道路工事なし
橋梁架換計画有	Α	В
橋梁架換計画無	В	С

## 3. 運用指針 フロー図



各土木事務所長 様 姫路港管理事務所長 様

河 川 課 長

河川課室長 (河川管理担当)

### 河川管理施設等の安全管理について

標記のことについては、平成13年7月25日付け河第150号で通知したところですが、今後、下記のとおり河川管理施設等の安全点検マニュアル(以降「点検マニュアル」という。)に基づき、河川管理施設等の安全点検の実施方よろしくお願いします。

記

## 1 点検の趣旨

今回の点検の実施及び点検マニュアルの策定については、河川という自然公物としての性格 上求められる必要な範囲における点検項目を定めたものであるが、河川区域内のすべての施設 を対象とするものではない。

- 2 安全点検内容及び安全点検対象施設
- (1) 転落防止柵、侵入防止柵若しくは吸い込み防止柵の設置、又は看板等の周知施設の設置若しくは除草等の維持管理の必要性
  - ア 河川管理施設
  - イ 占用物件 を対象とする。
- (2) 親水性施設の構造 河川管理施設のみを対象とする。
- 3 点検対象場所
- (1) 2(1)に係る施設の安全点検
  - ア 重点的に点検する場所は以下のとおりとする。
    - ① 教育的施設(保育所、幼稚園、小中学校等)及び同施設への通学路に近接した場所また、管理用通路が通勤、通学路となっている場所
    - ② 公園、住宅密集地などに隣接した場所
    - ③ 高水敷を公園として整備している場所

### ④ 親水性施設の存する場所

- イ アの場所に近接する場所であっても、各場所から100m以上離れ、又はフェンス若し くは岩場などを乗り越えたりしなければ入っていきがたい場所については、点検場所から 除外する。
- ウ ア、イにかかわらず、河川を取り巻く地域の状況から土木事務所が危険と判断した場所 については、点検を実施する。
- (2) 2(2)に係る施設の安全点検 親水性施設については、管内の全施設を対象として安全点検を実施する。

## 4 点検の実施方法

点検実施後の施設については、「河川管理施設等安全点検シート」(以下「点検シート」と いう。)を作成し、以後の維持管理に役立てることとする。

また、今後、新設の河川管理施設については、施設完成後速やかに点検シートを作成するこ ととする。

## 5 点検実施期限と報告について

(1) 今回の点検の実施期限

点検範囲が広範囲であることから、順次点検を実施することとするが、点検は以下期限ま でに行うものとする。

ア 親水性施設に係るもの

平成14年1月末迄

イ その他の河川管理施設及び占用物件に係るもの 平成14年9月末迄

(2) 河川課への報告について

ア 今回の調査結果については、別紙報告様式に基づき点検件数及び修繕に要する費用の概 算を報告すること。(今回点検シートの提出は不要)

イ 報告期限

親水性施設に係るもの

平成14年 2月28日(木)

その他の河川管理施設及び占用物件に係るもの 平成14年10月31日(木)

- (3) なお、今後、この調査資料をもって各事務所が予算要求を行うこととなる。
- (4) 報告先

河川課治水係

河川管理室管理係

#### 6 今後の安全点検等の対応について

点検シート作成後の施設については、河川愛護月間、夏休み前等において重点的に河川パ トロールを実施するなど、河川管理の強化に努めること。

## 7 水難事故防止の普及啓発について

春・秋の行楽シーズン及び夏休みなどの河川の利用者が増加する時期の直前に、河川におけ る水難事故防止に係る普及啓発用チラシを別紙3などを参考に各県民局単位で作成し、市町の 広報紙、又は各市町の教育委員会を通じて小学校等への配付することについて検討すること。

## 河川管理施設等安全点検の報告書

土木事務所)

点 検 項 目	点	検	修繕等の費 概算	費用の	点検施設 数及び概						
	数			緊急	度A.	緊急	e度B	緊急度C			
親水性施設			件数 概算額	件	件数 概算額	件	件数 概算	件	件数 概算額	件	
				千円		千円		千円		千円	

. (

点検項目	点総	検数	修繕等の概算	の費用の		の費用の		数及び概算 緊急度 C		
転落防止措置			件数概算額	件	件数 概算額	件	件数概算	件 千円	件数 概算額	件
侵入防止措置			件数 概算額	件	件数 概算額	件千円	件数 概算	件	件数 概算額	件千円
吸い込み防止措置		ı	件数 概算額	件 千円	件数 概算額	件千円	件数 概算	件 千円	件数 概算額	件千円
その他の措置			件数 概算額	件 千円	件数 概算額	件千円	<b>供数</b> 概算	千円	件数 概算額	件 千円
小計			件数 概算額	件	件数 概算額	件千円	件数 概算額	件千円	件数 概算額	件
総 計			件数 概算額	件 千円	件数 概算額	件千円	件数 概算額	件千円	件数概算額	件千円

## 緊急度(河川管理施設にかかるもののみ)の基準

- A: ここ1~2年のうちには修繕工事等(周知看板の設置を含む)が必要
- B: 当面応急措置で大丈夫であるが、ここ3~4年のうちには修復工事等(周知看板の設置を含む)が必要
- C:現時点では、修繕等の工事は不要であるが、ここ5年のうちには何らかの措置(周知看板等の設置を含む)が必要

#### 河川管理施設等の安全点検マニュアル

#### 上 安全点検の実施の目的等について

1 安全点検の目的

安全点検は、河川を取り巻く地域環境の変化、利用形態の多様化から、現状態のままでは、河川利用者の安全を損ねるおそれがある施設について、利用者の観点で安全点検を行い、点検の結果、何らかの措置を施す必要のある施設については、順次整備又は改善を図ることを目的とする。

## 2 安全点検内容及び安全点検対象施設

(1) 転落防止柵、侵入防止柵若しくは吸い込み防止柵の設置、又は看板等の周知施設の設置若しくは除草等の維持管理の必要性

ア 河川管理者が設置又は管理している施設又工作物(以下「河川管理施設」という。) イ 河川管理者以外の者が設置又は管理している施設又は工作物(以下「占用物件」とい う。)

を対象とする。

(2) 親水性施設 河川管理施設のみを対象とする。

#### 3 安全点検実施場所

(1) 2(1)に係る施設の安全点検

ア 安全点検は、知事が管理している河川のうち、次の各号に掲げる場所若しくは当該場 所に近接する場所について行うものとする。

- ① 教育的施設(保育所、幼稚園、小学校、中学校及び図書館等)及び同施設への通 学路に近接した場所、又は河川管理用通路が一般の通勤、通学経路となっている場所
- ② 公園、又は住宅密集地(D. I. D地区 4,000人/Km)などに隣接した場所
- ③ 高水敷を公園(若しくは駐車場)として整備している場所
- ④ 階段状の護岸等、飛び石などを施した親水性施設の存する場所

イ アの場所に近接若しくは隣接する河川管理施設若しくは占用物件であっても、<u>各場</u> 所から概ね100m以上離れ、又はフェンス若しくは岩場などを乗り越えたりしなけれ ば、通常、入って行きがたい場所にある施設については、点検場所から除外する。

- ウ ア、イにかかわらず、河川を取り巻く地域の状況により、危険と思われる場所についても、点検を実施すること。
- (2) 2(2)に係る施設の安全点検 親水性施設については、管内のすべての施設を対象とする。
- 4 河川管理施設等安全点検シート及び同点検チェックシートの作成
- (1) 既存の河川管理施設について

点検を実施した施設について、別紙1の点検シートを作成し保存すること。

点検時に今後必要となる維持管理項目(チェックすべき項目)を整理し、別紙2のチェックシートを作成すること。

当該河川管理施設付近に設置されている占用物件で何らかの措置を施す必要がある物

件がある場合には、別途同シートを作成するか、同チェックシートに留意点等を記載する こと。

(2) 新設の河川管理施設について

河川管理施設を新設(改良、改修を含む)した場合には、必ず、点検シートを作成(既存シートの見直しを含む)した上で、当該施設の日常管理で留意すべき点(今後の維持管理のチェック項目)を整理し、チェックシートを作成する。

施設の設置時に近接した箇所に占用物件がある場合には、別途同シートを作成するか、 同チェックシートに留意点等を記載すること。

(3) 占用物件について

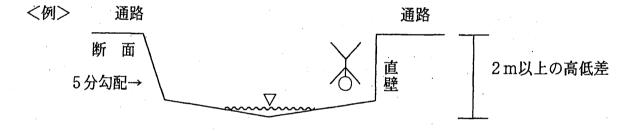
点検した施設については、別途点検シートを作成すること。 新規物件についても、必要に応じて作成すること。

## || 安全点検内容について

- 1 転落防止柵、侵入防止柵若しくは吸い込み防止柵等の設置、又は看板等の周知施設の設置若しくは除草等の維持管理の必要性
- (1) 転落防止措置

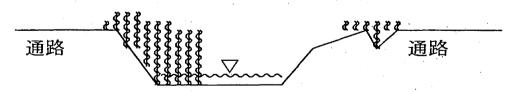
ア 点検対象箇所

① コンクリート性の直壁護岸構造、又は河床から天端肩まで5分以上の急勾配護岸構造のため、一旦転落するとその付近から独力で這い上がれない、又は致命傷を負うほどの高低差(目安:2m以上)がある箇所



- ② 雑草の繁茂などで、道路と河川の区域界が不明瞭な箇所
- ③ 河川表法面の欠落箇所

<例>



- イ 上記のような箇所がある河川にあっては、以下のような転落防止措置を講じる必要 性について検討を行う。
  - (ア) 通路が河川管理施設(河川管理用通路)の場合
    - ① 河川管理者による必要最小範囲での転落防止柵の設置、又は除草の実施 除草だけでは対応しきれない状態のところについては、必要に応じて転落防止 柵、ガードレール、デリニエーター (視線誘導標) などの設置等を検討する。
    - ② 通学路の変更も含めた内容で、学校関係者(保護者を含む)との協議又は利用上の注意などの周知措置

通学路として使用しないといけない場合には、市町と協議の上、道路法上の道路としての位置づけ、又は生活道路としての見直しなどの調整の必要性

- ③ 当該施設の危険性にかかる周知看板(出入り口付近に2カ所程度)の設置「気をつけてとおりましょう。」程度の内容の看板。
- (イ) 占用物件としての通路(道路法上の道路)の場合 道路管理者に対して、当該河川の危険性を示唆若しくは転落防止柵、ガードレール、デリニエーターなどの設置等の指導
- (2) 侵入防止措置
- ア 点検対象箇所
  - ① 排水機場等への侵入が容易な箇所
  - ② トンネル構造(カルバートボックスを含む)を有した河川管理施設、又は占用物件で、当該トンネル内への侵入が比較的容易な箇所

<調査対象トンネル>

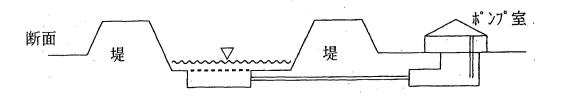
河川管理施設:坑口の直径が1m以上、かつ、延長50m以上のもの 占 用 物 件 :坑口の直径が1m以上

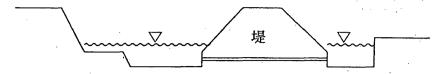
- ③ 生活用道路若しくは抜け道として利用されている河川管理用通路 ただし、道路法上の道路として管理されているものは除く。
- イ 上記のような箇所がある河川管理施設又は占用物件にあっては、以下のような侵入 防止措置を講じる必要性について検討を行うものとする。
  - (ア) 排水機場内での感電及び転落等の事故を防止するため、施設への侵入防止フェンスの設置、又は窓などへの鉄格子の設置。
  - (イ) トンネル構造の施設のうち、下水道の排水口といった占用物件については、侵入防止対策を講じる旨を指導。
  - (ウ) 物理的な措置を講じることができない場合、周知看板の設置の検討、又は検討させる旨を指導する。
  - (エ) 生活用道路若しくは抜け道となっている河川管理用通路について
    - ・ 侵入防止柵 (ポール等) の設置
    - ・ 道路法上の道路としての活用
    - 周知看板の設置

記載例:「この道は河川管理用の通路で、公道ではありません。」

ただし、留意すべき点として、<u>道路法上の道路として供用されていない箇所で、</u> 舗装等が施されてしまい、外見上、「公道」になっているところについては、市町の 道路担当課と協議し、市町道として占用申請をさせるよう指導すること。

- (3) 吸い込み防止措置
  - ア 点検対象箇所
    - ① 堰等の設置されている場所で水面下に取水口がある箇所 <例1> 河床からの取水(このタイプの施設は、場所に係わらず全施設点検対象)





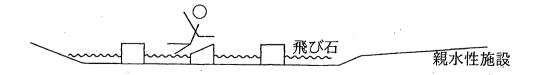
- ② 発電用の取水口、又は導水路がある箇所
- イ 上記のような箇所がある河川管理施設、又は占用物件にあっては、以下のような吸い込み防止措置を講じる必要性について検討を行う。
  - (7) 水面下に取水口がある場合

殆どのものが占用物件であるが、例1にあっては、取水部(蓋又は取水口)に足を 吸い込まれたりするおそれがある場合には、占用者に対しての取水部の構造変更の指 導

- (4) 当該取水口付近への立入を防止するフェンス等の設置
- (ウ) 構造変更等の物理的な措置が不可能な場合、施設がある旨の周知看板の設置

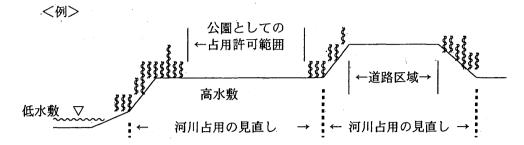
#### 2 親水性施設の構造

- (1) 親水性施設とは、階段式護岸、護岸又は堤防法面の階段及び斜路など流水域(河原、流水面など)に人や車を誘導するため、又は人が入ることを想定して設置されたすべての施設とする。
- (2) 親水性施設の点検について
  - ア 点検項目は以下のとおり
    - ① 法面(土羽)内の木製等の階段(ステップ部は土若しくは石)の状況
    - ② 石若しくはブロックによる階段護岸のぐらつき、又は斜路の凹凸
    - ③ 河道内の飛び石
    - ④ 施設前面の河床の深掘れ、又はすり鉢状になったワンド
    - ⑤ 通常は、殆ど水量がないが、降雨の状況によっては、短時間に急激な水位の上昇 を招く
    - ⑥ 高水敷公園との管理区域界
  - イ 親水性施設の点検上の留意点
    - (ア) 雑草が繁茂し、階段形状が判別できなくなっていないか。 また、木製の工作物の強度不足、ステップ部の土若しくは石の不足
    - (イ) 階段式護岸又は人工的に設置した施設のぐらつき、折損、欠損はないか。
    - (ウ) 河道内の飛び石は、適正な大きさのものか(天端面積が十分にあるか否か) 飛び石付近の河床が深掘れしていないか(水深は浅いか) 飛び石にぐらつき、傾斜、欠損はないか



(I) 施設前面、施設の上下流に急激な深掘れや河床がすり鉢状になっていないか。 (河床がすべりやすく、一旦落ち込むと自力であがれなくなっていないか。)

- (オ) 三面張り構造の河川で、親水性施設から上下流どちらにも自由にどこまでも行ける構造になっていないか。
- (加) 高水敷公園(占用物件)等との管理範囲は明確かつ適正か。



- (キ) 施設付近に取水施設等の占用物件が存在しないか。
- (3) 親水性施設の安全対策について
  - ア 木製の階段等の施設については、コンクリート製の施設よりも劣化の進行が早いこと、また、雑草等の繁茂による視認性の低下が予想されることから、別途維持管理計画を策定すること。

維持管理が困難な場合には、撤去若しくは構造の変更を検討すること。

点検時点において、既に劣化等による構造不全が見受けられるものについては、使用禁止(バリカ設置等)の措置を採るとともに、早急に修繕を行うか撤去すること。

- イ 階段式護岸及び飛び石も含め人工的に設置した施設について、ぐらつき又は折損若 しくは欠損がある場合には、使用禁止(バリカ設置等)の措置を採るとともに、早急に 修繕を行うこと。
- ウ 親水性施設付近の河川状況に見合った周知看板等の設置の必要性がないか検討する こと。

例:「水辺のあたりはすべりやすいので、気をつけましょう」

「雨がふってきたら、川からでましょう」

「川はきゅうにふかくなっていることもあります。注意しましょう」など

エ 高水敷の公園については、例示のようなケースが多いので、公園管理者又は道路管理者と協議し占用の範囲の見直し(占用許可の変更等)の検討を行うこと。

占用の範囲の見直しができない場合には、維持管理の方法・時期等について占用者 と調整を図ること。

#### Ⅲ 占用者への指導及び看板等の周知施設の設置における留意点

1 占用者に対する指導時の留意点

占用者に対する指導(行政指導)は、措置等が過度にならないよう地域の実情に応じた適切な内容のものとすること。

なお、指導にあたっては、口頭若しくは文書を問わず、必ず記録を残すこと。

2 周知看板の設置時の留意点

看板等の設置にあたっては、子供に分かりやすい内容となるよう表現には十分配慮すること。

例:「ここには、水をとるところがあります。はいらないようにしましょう。」 ただし、見えざる施設を周知する場合には、図示するなど適格な表現も工夫、検討すること。

別紙1	(No.
	(H
	Щ
	枡
極シート	作成年月日
川管理施設等安全点検	土木事務所
河川管理加	J

咒

(点検時のチェック) 項目				点、徐、沃	日 点検者職氏名	措置又は指導: 年						日 点検者職氏名	措置又は指導: 年	措置又は指導後の確認:   確認者職氏名 :	-	
維持管理(					点検年月日 年 月	_		RPA	特記事項			点檢年月日 年 月	点検後の措置又は指導 ・・・	, and	特記事項	
·占用物件 連絡先:	特記事項(点検理由)	·教育的施設付近	·公園、住宅密集地付近	- 高木敷公園等	·親水施設	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	h 起設No.			摄影年月日	(A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	② 年 月 日	③ 年 月 日	<b>体記事項</b>		
·河川管理施設 担当者:																
施設の種別等																
	・阿川管理施設・占用物件     維持管理(点検時のチェック)項担当者:	-河川管理施設 - 占用物件 担当者: 連絡先: 特記事項(点検理由)	・何川管理施設・占用物件     維持管理(点検時のチェック)項       担当者: 連絡先:     特記事項(点検理由)       ・教育的施設付近	・河川管理施設・占用物件     維持管理(点検時のチェック)項       担当者: 連絡先:     特記事項(点検理由)       ・教育的施設付近       ・公園、住宅恋集地付近	・所川管理施設・占用物件       維持管理(点検時のチェック)項         担当者: 連絡先:       特記事項(点検理由)         ・教育的施設付近・公園、住宅恋集地付近・高木敷公園等       点本敷公園等       点       検       状	・所川管理施設・占用物件       推 特 管 理 (点 検 時 の チェック) 項 担当者:         担当者:       連絡先:         ・教育的施設付近・公園、住宅恋集地付近・小公園、住宅恋集地付近・高木敷公園等       ・品本敷公園等       ・	担当者:       連絡先:         相当者:       連絡先:         特記事項(点検理由)       作記事項(点検理由)         ・数育的施設付近       企園、住宅恋集地付近         ・高水敷公園等       点検年月日       年月日       成検者職氏名       状         ・その他       点検後の措置又は指導:       不要       措置又は指導:       年月日       日日	担当者:       連絡先:       (本記集地付近       (本記集地付近       (本記集地付近       (本記集地付近       (本記集地付近       (本記本施設)       (本記本施設)       (本報主職氏名)       (本報主職氏名)       (本報主職任)       (本報任)       (本報主職任)       (本報任)       (本報主職任)       (本報	担当者:       連絡先:       株 特 管 理 (点 検 時 の チェック) 項 目         ・数育的施設付近       ・公園、住宅恋集地付近         ・高水敷公園等       点検年月日       年 月 日 点検者職氏名       ・ 大 ・	和当者:       連絡先:         中記事項 (点検理由)       ・教育的施設付近         ・高木敷心園等       本         ・名小植設 No.       本       月       日       本       月       日         ・名の他       本       月       日       本       月       日	・ 2011 管理施設・	担当者: 連絡先:       (本総本)       (本総本)       (本総本)       (本の地)       (本の地)		・	14 日	14当者:

日解認

年月

日 確認

į.	
9	

点後年月日 年 月 日	点検後の措置又は指導 ・不要	ĦĶ	特記事項	点検年月日 年 月 日	点検後の措置又は指導・不要・	特記事項	点檢年月日 年 月 日	点検後の措置又は指導・不要・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	特記事項
(NO. ) 点検年月日 年 月 日 点検者職氏名	点検後の措置又は指導   ・不要   措置又は指導: 年 月 日 済 相手方:     指置又は指導後の確認:・不要 ・ 年 月 日 確認	· 要 確認者職氏名 :	特記事項	点檢年月日 年 月 日 点検者職氏名	点検後の措置又は指導・不要     措置又は指導後の確認: ・不要     ・本     月     日     宿認者職氏名:	特記事項	点後年月日 年 月 日 点檢者職氏名	点検後の措置又は指導・不要 措置又は指導: 年 月 日 済 相手方: 措置又は指導後の確認:・不要・ 年 月 日 確認	特記事項

点検後の措置又は指導       ・平東 措置         応検年月日       年 月 日 点         応検を月日       年 月 日 点         応検をの措置又は指導       ・不要 措置         点検後の措置又は指導       ・不要 指置	措置又は指導: 年 月 日 済 相手方: 権認者職氏名: 年 月 日 済 相手方: 措置又は指導: 年 月 日 済 相手方: 措置又は指導後の確認:・不要・ 年 月 日 確認 確認者職氏名:
指置又は指導 ・不要 指置又は指導 ・不要 指置又は指導 ・不要	・不要 ・ 年 月 日 月 日 済 相手方: ・不要 ・ 年 月 日
日   日   日   日   日   日   日   日   日   日	名   年 月 日 済 相手方: 後の確認: ・不要・・・年 月 日 :
日   年   月   日     ・   東   ・   ・   東   ・   ・   東   ・   ・	年月日済相手方: 6の確認:・不要・年月日
円	年月日済相手方:6の確認:・不要・年月日
田 <u>卡 </u>	年月日済相手方: 6の確認:・不要・年月日 :
	年月日済相手方:       6の確認: ・不要・年月日
中     中       中     中	年 月 日 済 相手方: 6の確認: ・不要 ・ 年 月 日 :
年   日   日   出置又は指導 ・不要   不要   不要   不要   不要   不要   不要   不要	·不要 · 年 月 日
・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・   ・	
日   年   日   出置又は指導 ・不要   指置	
田、大田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田、田田田田田田田田	
五 元 本 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	
· 瞅	点検者職氏名
	措置又は指導: 年 月 日 済 相手方:
措置	措置又は指導後の確認:・不要・・ 年 月 日 確認
- 要 確認	確認者職氏名 :
特記事項	
,	

河川管理施設等安全点檢シート	( ○ ○ 土木事務所 作成年月日: xxxx 年 x 月 x 日)

<記載例>

	5〇〇町地内(〇〇小学校周辺)
	界   〇〇七〇〇町場
	刑
F	架
	H
	) 水米
	0
	FE J.I.

)〇小学校周辺)	占用物件 連絡先:内線123	特記事項(点検理由)	○教育的施設付近	<ul><li>○公園、住宅密集地付近</li></ul>	帝木挑公留等	<b>○</b> 親水施設	・その他 △△駅周辺	施設 No. 100	関連点検シートに施設No ××あり	撮影年月日	① 2001年X月X日	② <del>年</del> 月日	③ 年月日	特記事項
○○市○○町地内(○○小学校周辺)	·河川管理施設 · · · 担当者:工務課 · · ·	1 to	人 人 机小加酸		,		管内図又は住宅地図等				Au			
場所	施設の 種別等						管内図ス							1
〇 〇 公米系 □ □ 川	〇〇小学校横××親水施設 (多自然型鎖岸構造)		〇〇小学校				*							
級河川	施設名称 又構造等	〈位置図〉								〈应 英〉	in the	h ji a		

図面等の有無	図屉☆○	<b>X</b>	<del>愛</del>	版図	T	**************************************		操	○核防図 - 徐斯図 - 構造図、その他(	9色(		-		_
維持管	西	<u>ф</u>	粮	盐	€.	#	н	ر ر س		屈田		<b>*</b>	重 項	
① 法面内(	法面内の木製の階段の状況	)階段	ě ¥	蹃								①略面は土、木の腐敗は	木の腐馬	#
	ブロック式階段護岸のぐらつき (一部石づくり)	護岸	9	らし	· 和	一部名	7,7,5	Q				要注意	,	
③ 侵入斜	侵入斜路の凹凸											④設置時期不明,	<b>不明</b> ,	
④ 河道内(	河道内の飛び石の状況 (ぐらつき、又は欠損)	る状	<b>6</b>	\ \c	がか	X	1欠損	<b>-</b>				⑤帯エはH×年に改修済	×年に改修	热
雑草の	雑草の繁茂による視認性の低下	る視	認作	の無	۲							茶畑れ注意	- North	
<ul><li>⑤ 落差工序</li></ul>	落差工前面の敷石による帯工の欠落又は付近の深加れ	右に	ት ኔ	A T H	の欠	等又能	t付近	の深	見れ			①拳が入る程度の隙間を	呈度の隙間	秋
((回) 急激な)	急激な水位上昇河川(周知看板の視認性)	阿川	(B)	知看	板の	規認性	<del>(</del>					初めから作ってある。	作ってある	
<ul><li>① 巨石低;</li></ul>	巨石低水鑊岸の隙間が開きすぎていないか	)際間	が開	すき	ぎん	うない	íφι					⑧通路は、外張り	小張り	,
<ul><li>(8) 左右岸(</li></ul>	左右岸の通路に不全はないか	.不全	14tt	ψch								タイルのはがれ要注意	九要注意	
			点		``	薇		茶	1/	党	만			1
点檢年月日 20	2001 年	年X月X日	×		(検書	点檢者職氏名	佑	工務課	i	〇種佐	₩a	○○補佐、管理課△△主任		
点検後の措置又は指導	では指導	<u>₹</u>	豐	##	阿阿汉	措置又は指導:	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	2001	#	K X	X II	2001年 ×月 ×日済 <del>相手寿</del> :応急措置済	<b>応急措置</b> 》	_بد ا
		, KENA	ÆK		調器以	措置又は指導 確認者職氏名	₩	と 課記 エージャ	措置又は指導後の確認: <del>~予要</del> 確認者職氏名 :工務課○○課長	II i∗N		2001年 〇月〇日確認	2○日 経 発 日 ○ 日 後 日 ○	
			-	4										1

	いる、撤去す	
	① 木製階段付近の雑草がひどく、階段の視認性わるい。木製階段の腐敗が進行している、撤去す	
	階段の視認性わるい。	· 田林二年爾沙
	付近の雑草がひどく、	ス次部なり パコセットニアかな日本に非難が
特記事項	〇 木製階段	スが耐なり

る必要あり。バリカとロープで使用禁止措置済 ② 常工前面に深加れあり、底張り等の措置必要→工務踝に連絡済み ② 七巻回の第1時・第2017・

使用上の心配はない	
③ 石序側の進入路と通路付近タイル一部にクラックあり、	•
_	

点檢年月日    年	Я В	点検者職氏名		
点検後の措置又は指導	殿	措置又は指導: ・不要 地震フルセンター	争和	
	赵	旧国人は旧学及の権略・・・小女    確認者職氏名   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
特記事項				
	7			

# 河川管理施設等安全点検チェックシート

另り糸氏 2 (No. )

				(1.0.
○点検日:	年 月	日()	○点検者:	
○河川名:	級河川	Щ	○場 所:	
○施設名:			 ○施設No.	 

	点 検 項 目	適・否	必 要 な 措 置
場所	<ul><li>教育的施設及びその付近</li><li>公園又は住宅密集地</li><li>高水敷の公園</li><li>親水性施設付近</li><li>その他(</li><li>)</li></ul>		
転落防止	・直壁護岸若しくは5分以上の急勾 配の護岸構造である。 ・雑草が繁茂し、道路と河川の区域 界が不明確		
	・河川表法面の欠落等が雑草で不明 瞭		
	・その他( )		
侵入 防止	・排水機場への侵入が容易		
	・トンネル構造の施設への侵入が容 易		
	・河川管理用通路が生活道路若しくは抜け道となっている。		
	・その他(		
	)		

	点 検 項 目	適・否	必 要 な 措 置
吸い 込み 防止	・堰等付近の水面下に取水口がある。		
	・発電用の取水口又は導水路があ る。		
	・その他(	,	
	)		
親水性施	・法面内の木製等の階段の状況		
設	<ul><li>・石若しくはブロックによる階段護 岸のぐらつき</li></ul>		
	・進入斜路の凹凸	•	
	・河道内の飛び石は適切な構造		
	・施設付近の深掘れ ・急激な水位上昇河川である。		
	・高水敷公園との管理区域界は明確 かつ適切な維持管理状態である。		
	・その他(		
	)		
その他			

## <記載例1>

## 河川管理施設等安全点検チェックシート

 ○点検日:
 2001年×月×日(月)
 ○点検者:工務課
 ○○補佐、管理課△△主任

 ○河川名:
 一級河川
 □□
 川
 ○場
 所:○○市○○町○○付近

○施設名:○○小学校横の××親水施設 ○施設No. 100

	06成石、〇〇八子仅模07八八岁17万88	1	<del></del>
	点 検 項 目 	適・否	必要な措置
場所	<ul><li>教育的施設及びその付近</li><li>公園又は住宅密集地</li><li>高水敷の公園</li><li>親水性施設付近</li><li>その他(観光施設付近で人通りが多い</li></ul>	00 x 00	特記事項 ××親水施設の関連調査は、施設 No××にあり
親水施設	① 法面内の木製の階段の状況	×	木製階段付近の雑草繁茂、視認性わるし。木製階段の腐敗も進行、撤去が必要 バリカなどで使用禁止措置済
	② ブロック式階段護岸のぐらつき (一部石づくり)	. O	
	③ 侵入斜路の凹凸	Δ	右岸通路との合流付近のタイルの一 部にクラックあり。支障はない。
· ;	④ 河道内の飛び石の状況(ぐらつき、又は欠損) 雑草の繁茂による視認性の低下	0	多少雑草はある。
	⑤ 落差工前面の敷石による帯工の 欠落又は付近の深掘れ	×	帯工前面に深掘れあり。工務課連絡 済
	<ul><li>⑥ 急激な水位上昇河川(周知看板の視認性)</li></ul>	0	
	⑦ 巨石低水護岸の隙間が開きすぎ ていないか	0	
	⑧ 左右岸の通路に不全はないか	Δ	上記③
		·	

※ 記入方法は事務所で工夫してください。

ここでは、○、△、×を次のよう考えで作成したものです。

○:支障なし △:使用上の支障はない ×:支障あり

## <記載例2>

〇点検日: 2001年×月×日(月)

○点検者: 工務課 ○○補佐、管理課△△主任

○河川名: 一級河川 □□ 川

○場 所:○○市○○町○○付近

○施設名:○○小学校横の××親水施設 の方岸護岸付近(50m区間)

○施設No. ××

	の右岸護岸付近(50m区間)		
	点 検 項 目	適・否	必 要 な 措 置
場所	<ul><li>教育的施設及びその付近</li><li>公園又は住宅密集地</li><li>高水敷の公園</li><li>親水性施設付近</li><li>その他(観光施設付近で人通りが多い</li></ul>	0 0 × × 0	
転落防止	・直壁護岸若しくは5分以上の急勾配の護岸構造である。 ・雑草が繁茂し、道路と河川の区域界が不明確	Ο Δ	・転落防止柵、ガードレール、デリニエーター等の設置(改修を含む)が必要(又は指導) ・学校関係者との協議が必要(河川の危険性を周知する程度)
	・河川表法面の欠落等が雑草で不明 瞭	×	・一部市道付近の除草が必要である 旨を道路管理者に指導
	・その他	·	・周知看板の設置(又は指導)が必要(観光客用の一般的なもの一市 町へ連絡)
			・その他工事(又は指導) が必要 (特になし)
侵入防止	・排水機場への侵入が容易 ・トンネル構造の施設への侵入が容 易	O ×	・施設への侵入防止 (フェンス・鉄格子等) の設置が必要 (窓に鉄格子でよい ) ・周知看板の設置 (又は指導) が 必要 (特になし )
	・河川管理用通路が生活道路若し くは抜け道となっている。	0	・道路管理者と調整が必要 (道路認定の措置を依頼すべき)
	・上流川の天端は狭く、転落防止柵 があるが、錆ており、ぐらついてい る。	×	・その他の工事(又は指導)が必要 ・このままでは、折れてしまうおそれあり。通学路から離れており、 転落防止策は不要。 →地元と協議し、不要であれば撤去

## 兵庫県〇〇県民局 県土整備部〇〇土木事務所

### 保護者のみなさまへ

今年も、もうすぐ夏休み。これからの時期、山や川へのハイキング、水遊びなどアウトドアスポーツに 適した時期となりますが、残念ながら、毎年、河川におけるお子さんの水難事故が後を絶ちません。

これらの水難事故は、川に対するちょっとした知識と川遊びにおけるルールを守るだけで未然に防げる ものです。

今年の夏、次のことを守っていただき、こころにゆとりとやすらぎを与える美しい河川を見つめ直していただくとともに、かけがえのないお子さんの命を守ることで、事故のない楽しい夏休みを過ごしていただけるようお願いします。

○ 河川の増水?「自分のいるところは大丈夫」が命取り

ここ数年、短時間に、また、局地的に大雨(雷雨)が降ることが増えています。いま、遊んでいるところが晴れていても、上流域での降雨が短時間で中流域に達し、アッという間に水位が上昇することがあります。

上流の方で、雷が鳴りだしたときは、早めに水から上がり、避難しましょう!!

○ 河川に水がないから河原のどこでもキャンプやバーベキューもOK?

先に述べたように、河川によっては、急激に増水することがあります。常々、水がないが、まわりは ごつごつした岩があるようなところは、降雨時には、すぐに増水する上に、濁流となるなど非常に危険 な場所が多いものです。

中州でのキャンプやバーベキューはやめましょう!! 河川でのキャンプ:テントは、小高い場所で、逃げ道のあるところに張りましょう!!

○ 水深が浅そう・・・実は見た目以上に川は深く、流れも早いものです。

底が見えており、浅そうに見えていて、案外2m近い水深のところも多いものです。今、立っているところが足首までしかなくても、ちょっと入れば膝や腰までの深さのところもあります。

<u>小さなお子さまから決して目を離さない、また、1人で川に近づかせないようにしてください。</u> また、ここ数年、魚釣りがブームになったこともあり、お子さんの水難事故や、増水時に中州に取り 残される事故も増えています。

川での釣りなど水遊びはお子さんだけで行かない、行かせない!!

○ ここなら泳げそう・・・見えないところに危険がいっぱい

河川には、かんがい用水を取水するために堰などで水を貯留しているところがあります。見た目、流れもなく遊泳に適しているようですが、見えないところに取水口などがあったり、急に深くなっていたり、また、急激な水流があったり、取水口に吸い込まれるなど、河川には危険が内在しています。

また、川の水が貯留しているところでは、水面と水中で水温が異なり、体が冷えて動きが鈍くなったり、足が痙攣することも、多々発生する危険性があります。

勝手に安全と判断して泳ぐのはやめましょう!!

子供に河川で遊泳させるときは、必ず大人が付き添った上で、安全なところで泳ぐようにしま しょう!

河 第 219号 平成13年 8月31日

各県民局県土整備部 土木事務所長 様

河川課



都市施設の都市計画決定にかかる河川管理者協議について(通知)

このことについては、平成11年3月18日付 河第419号により、河川課への事前協議の実施について定めていたところですが、都市計画に関連する権限の各県民局への権限委譲に伴い廃止することとしましたので通知します。

今後、都市施設の都市計画決定にかかる河川課への協議は不要となりますが、都市計画 の原案作成の段階で市町より協議があった際には、その結果について河川課あて通知され るようお願いします。

なお、都市計画に関連する協議にあたっては、河川計画及び河川管理施設等構造令など との整合について、留意されるようお願いします。

> 問い合わせ先 河川課河川計画室 計画係 松田 TEL 078-341-7711 内線4425

土 課 第 1430号 平成14年 3月12日

土木局 河川課長 様

県土整備部長

[鉄道橋・道路橋が河川を渡河するために設置する函渠(樋門・樋管を除く)の 構造上の基準」について(通知)

標記のことについて、平成14年3月12日付け国近整地河第43号により近畿地方整備局河川部長から通達がありました。

ついては本基準を兵庫県が管理する河川を渡河する函渠の設置に係る構造上の技術基準として適用することとしましたので通知します。

各県民局県土整備部土木事務所長並びに西播磨県民局県土整備部姫路港管理事務所長に おいては、管内市町への周知をお願いします。

記

1 適用範囲

平成14年4月1日以降に工事着手する占用物件。 ただし、通知の日に占用協議済みのものを除く。

2 問い合わせ先

県土整備部 土木局 河川課 河川計画室 調査係

TEL 078-362-9261 FAX 078-362-3922



国近整地河第43号平成14年3月12日

兵庫県県土整備部長 殿

国土交通省 近畿地方整備局

河川部



「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠(樋門・樋管を除く。) の構造上の基準」及び同解説について

標記について、河川局治水課長及び河川整備調整官から別紙のとおり通知されたので、河川を渡河する函渠の設置に係る構造上の技術基準として適切な運用を図られるようお願いします。

なお、貴職管内の関係機関及び地方公共団体にも周知願います。





国河治第 217 号 平成 14 年 1 月 30 日

近畿地方整備局 河川部長 殿



「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠(樋門・樋管を除く。)の 構造上の基準」について

函渠は、主に小河川において橋と比較して経済性の面で有利となる場合がある一方、河床に底版が存在すること等のため、その設置にあたっては河川管理上検討すべき点が多い。しかし、函渠は、これまでその構造等について標準的な基準が定められておらず、各個別ケース毎にその検討がなされているところである。

ついては、函渠の構造等についての検討をより適切に行うため、別紙のとおりその構造上の一般的技術的基準を作成したので、その取り扱いについて遺憾のないようにされたい。

貴局管内の地方公共団体に周知方取り計らわれたい。



## 鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠(樋門・樋管を除く。)の 構造上の基準

#### 1. 目的

本基準は、河川に函渠を設置する場合における構造上の一般的技術的基準を定め、もって適正な河川管理に資することを目的とする。

#### 2. 定義

本基準において、「函渠」とは、鉄道・道路等が河川を渡河する区間に設置するボックスカルバート (桶門・桶管を除く。)をいう。

#### 3. 構造の原則

- (1) 函渠は、計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- (2) 函渠は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、かつ生物の生息・生育環境等に適切に配慮された構造とするものとする。
- (3) 函渠は、鉄道・道路等の所要の基準に対して安全な構造とするものとする。
- (4) 函渠の設置にあたっては、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号。以下「令」という。) 第65条に準じ、適当な施設を設けるものとする。なお、流木によるせき上げ等の影響を考慮し、 函渠の構造は、原則一径間の構造とするものとする。

#### 4. 函渠の設置が不適当な箇所

以下の箇所には、原則として函渠を設置してはならない。

- (1) 河床の変動が大きい河道又は河床が低下傾向にある河道
- (2)狭窄部、水衝部、支派川の分合流部
- (3) 基礎地盤が軟弱な箇所
- (4) 堤防又は基礎地盤に漏水の恐れがある箇所

#### 5. 函渠の底版

函渠の底版上面は、河床(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る河床を含む。以下同じ。)の表面から原則として深さ2m以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められる等、河川の状況によりやむを得ないと認められるときは、生物の生息・生育環境等に十分配慮の上、河床から底版上面までの深さを適切に設定することができるものとする。

### 6. 函渠の側壁

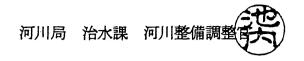
- (1) 函渠の側壁の内面は、原則として河岸又は堤防(計画横断形が定められている場合には、計画 堤防。以下同じ。)の法線に対して平行で滑らかに接続することとする。
- (2) 函渠の側壁の内面は、河岸又は堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

#### 7. 函渠の頂版

函渠の頂版の下面の高さについては、令第 41 条第 1 項及び第 42 条の規定を準用するものとする。 この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端 の高さ」とあるのは、「函渠の頂版の下面の高さ」と読み替えるものとする。



## 近畿地方整備局 河川調査官 殿



「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠(樋門・樋管を除く。)の 構造上の基準」について

「鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠(樋門・樋管を除く。)の構造上の基準」については平成14年1月30日付け国河治第217号をもって治水課長より通知されたところであるが、同基準の適切な運用を図るため、別紙のとおり解説を作成したので、その取り扱いについて遺憾のないようにされたい。

また、河川改修に伴い鉄道が河川を渡河するために設置する函渠等の帰属については、原則として鉄道施設は鉄道事業者に、取り付け護岸、河川管理用通路等の施設は河川管理者に帰属するものとし、函渠については護岸等の河川管理施設と効用を兼ねる場合には、兼用工作物(河川管理者及び鉄道事業者に帰属)として、その持分を設定することができるものとする。なお、道路が河川を渡河する場合には、「鉄道施設」を「道路施設」、「鉄道事業者」を「道路管理者」と読み替えるものとする。

なお、函渠等の帰属に関する事項については、都市・地域整備局、道路局及び鉄 道局と調整済みであることを念のため申し添える。

関係事項を貴局管内の地方公共団体に周知方取り計らわれたい。

## 鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠(樋門・樋管を除く。)の 構造上の基準の解説

#### 1. 目的

本基準は、河川に函渠を設置する場合における構造上の一般的技術的基準を定め、もって適正な河川管理に資することを目的とする。

#### (解説)

函渠は、河川管理施設等構造令(昭和 51 年政令第 199 号。以下「令」という。)に記載されていない構造物である。このため、本基準は、その設置にあたっての構造上の一般的技術的基準を定めるものである。

なお、本基準は一般的技術的基準を示したもので、現地の状況等によりこれによることが適当でない場合には治水上の安全等を十分考慮し、別途措置するものとする。

#### 2. 定義

本基準において、「**) 「) 写集」とは、鉄道・道路等が河川を渡河する区間に設置するボックスカルバート(樋門・樋管を除く。)をいう。** 

#### (解説)

道路・鉄道等が河川を渡河するためには、橋を設置するのが一般的であるが、川幅の小規模な河川の場合には、函渠を設置したほうが経済性の面から有利な場合があり、本基準は、その設置にあたっての構造上の一般的技術的基準を示すものである。

#### 3. 構造の原則

- (1) 函渠は、計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。
- (2) 函渠は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、かつ生物の生息・生育環境等に適切に配慮された構造とするものとする。
- (3) 函渠は、鉄道・道路等の所要の基準に対して安全な構造とするものとする。
- (4) 函渠の設置にあたっては、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号。以下「令」という。)第65条に準じ、適当な施設を設けるものとする。なお、流木によるせき上げ等の影響を考慮し、函渠の構造は、原則一径間の構造とするものとする。

## . (解説)

ればならない。このため、その設置にあたっては、函渠の底版が床止めに類似した構造であること を考慮し、必要に応じて適当な護床工や護岸等を設置する必要がある。一方、洪水時の流速が大き い河川等においては、砂礫等の流下によって函渠の側壁、底版が著しく磨耗する恐れがあるので、 このような点にも留意する必要がある。

函渠は、その頂版上に土被りを設ける事が一般的であり、ひとたび計画高水位(高潮区間にあっては、計画高潮位)を上回る水位となると、洪水の流下を大きく阻害する等、橋と比較した場合、より大きな危険性を有するものである。このため流木によるせき上げ等を考慮すると、隔壁を有する函渠とした場合には、さらに危険が大きくなるため、函渠の構造は、一径間を原則とするものである。

なお、本基準では、函渠の構造面について規定しているが、管理用通路については、函渠が橋と 類似した構造であることから、令第 66 条(管理用通路の構造の保全)に定める管理用通路の規定に 準拠するものとする。

## 4. 函渠の設置が不適当な箇所

以下の箇所には、原則として函渠を設置してはならない。

- (1)河床の変動が大きい河道又は河床が低下傾向にある河道
- (2)狭窄部、水衝部、支派川の分合流部
- (3) 基礎地盤が軟弱な箇所
- (4) 堤防又は基礎地盤に漏水の恐れがある箇所

#### (解説)

河床の変動が大きい河道では、洪水時に土砂の過剰な堆積により函渠の閉塞の危険性があるほか、 河床の低下により函渠の底版が露出し、局所洗掘等を助長し、破堤等の災害につながる恐れがある。 また、河床が低下傾向にある河道では、底版が自然な河床低下を妨げ、安全な河道の維持を妨げる ことになる。これらのことから設置が不適当な箇所を特定したものである。

河道の狭窄部、水衝部、支派川の分合流部は、河岸侵食あるいは護岸や堤防の破壊の要因(水衝作用や局所洗掘等)が重なりあう場所であり、函渠を設置すると、より流況を複雑にする方向に作用する危険性があるため、その設置が不適当な箇所としたものである。

また、基礎地盤が軟弱な箇所は、基礎地盤の地盤沈下に伴う函体底面下の空洞化、函体周辺土の緩みの発生やクラックの発生の恐れがあるため函渠を設置すべきではない箇所としたものである。

さらに、堤防又は基礎地盤に漏水の恐れがある箇所は、函渠の底部又は側部でパイピングや空洞 化の発生の恐れがあるため、函渠を設置すべきではない箇所としたものである。

なお、河川に設けられている他の工作物(橋、伏せ越し等)に近接した箇所は、それら施設の影響による深掘れと相まってさらに局所洗掘を助長する恐れがあるため、これらの箇所においては、それぞれの局所洗掘について十分検討を行ない、必要に応じて対策を行う必要がある。

#### 5. 函渠の底版

函渠の底版上面は、河床(計画横断形が定められている場合には、当該計画横断形に係る河床を含む。以下同じ。)の表面から原則として深さ・2m以上の部分に設けるものとする。ただし、河床の変動が極めて小さいと認められる等、河川の状況によりやむを得ないと認められるときは、生物の生息・生育環境等に十分配慮の上、河床から底版上面までの深さを適切に設定することができるものとする。

#### (解説)

洪水時には、河床そのものが動いているため、河床に構造物を設けることにより、その連続性が 失われて、上下流において思わぬ河床変動を引起こしたり、構造物付近の局所洗掘を助長すること となりやすい。また、底版が露出してしまうと底版上で浅い水深の流れを生じさせるなど、流水の 連続性を断ち魚類の遡上等を妨げる。したがって、河床や水深の連続性を極力損なうことのないよ う、函渠の深さについて規定したものである。

なお、「河床の表面」とは、原則として、低水路の最深河床の表面をいうものである。ただし、 著しく深い局所洗掘があるなど、最深河床高と平均河床高が大きく異なる場合には、河川の特性を 考慮した上で必要な対策を行ない、適切な高さとすることが出来るものとする。

また、計画高水流量 100m³/s 未満の小河川にあっては、令第 76 条 (小河川の特例) に準じて「2 m」を「1 m」と読み替えて適用してもよい。

ただし書において「河床の変動が極めて小さいと認められる」とは、イ)底版が岩盤の中に埋め 込まれている場合、ロ)河床に岩が露出している場合、ハ)長期にわたって河床の変動が極めて小 さいと判断される場合、ニ)現に当該施設の下流側に近接して固定部がおおむね計画横断形に係る 河床高に合致した堰、床止め、水門等が設けられており河床が安定している場合等をいうものであ る。ただし、現時点で河床変動が小さくても河床が互層となっており岩等の表層が削られた場合に は、下層の河床が著しく低下する可能性もあるため、ただし書の適用にあたっては、現地河床の地 質条件等を十分調査して決定する必要がある。

#### 6. 函渠の側壁

- (1) 函渠の側壁の内面は、原則として河岸又は堤防(計画横断形が定められている場合には、計画堤防。以下同じ。) の法線に対して平行で滑らかに接続することとする。
- (2) 函渠の側壁の内面は、河岸又は堤防の表法肩より表側の部分に設けてはならない。

#### (解説)

函渠の側壁については、令第61条(橋台)第2項と同じ取り扱いとする。また、地質条件等の 十分な検討を行ない、破堤等が懸念される場合は、函渠の長さ以上の範囲において、堤防の食い込 み幅以上の裏腹付けを行う等の堤防補強を行うものとする。

また、河道断面積が急激に変化しないように、必要に応じて函渠の上下流の流下断面と一様な 法面を函渠内に設けるか、函渠の前後の流下断面と函渠内の流下断面を滑らかにすり付けるものと する。

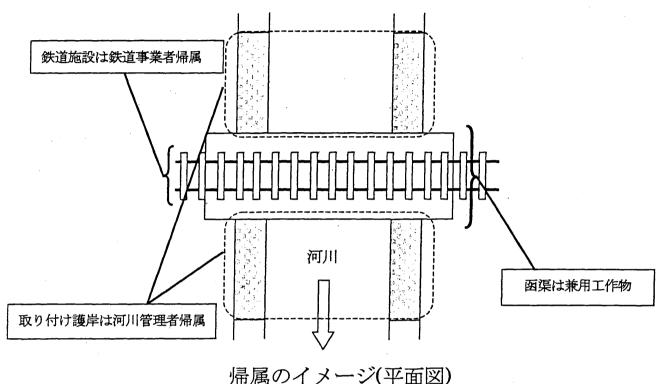
#### 7. 函渠の頂版

函渠の頂版の下面の高さについては、令第41条第1項及び第42条の規定を準用するものとする。 この場合において、これらの規定中「可動堰の可動部の引上げ式ゲートの最大引上げ時における下端の高さ」とあるのは、「函渠の頂版の下面の高さ」と読み替えるものとする。

#### (解説)

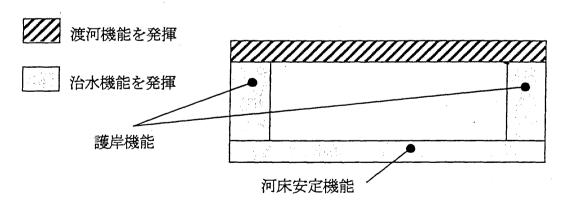
函渠の頂版については、令第64条(桁下高等)と同じ取り扱いとする。ただし、鉄道の軌道高 や道路の路面高が堤防の高さよりも高い位置にある場合には、本条による規定のほか、超過洪水の 頻度や管理用通路の確保等といった河川の状況を勘案して極力余裕をとるように努めるものとす る。 鉄道・道路等が河川を渡河するために設置する函渠等の帰属について

## 【函渠が護岸機能と河床安定機能を持つ場合の例】



帰属のイメージ(平面図)

函渠の帰属の持分については、河川を渡河する機能、治水機能を発揮する各部分 に対応して河川管理者と鉄道事業者で按分する。



※函渠が護岸機能、河床安定機能を持つ場合

## 帰属のイメージ(函渠断面図)

なお、道路が河川を渡河する場合には、「鉄道施設」を「道路施設」、「鉄道事業 者」を「道路管理者」と読み替えるものとする。

各県民局県土整備部長 様



河川区域における船舶係留施設の取扱基本方針について (通知)

「河川区域における船舶係留施設の取扱基本方針」を別紙の通り取りまとめましたので通知します。

ついては、プレジャーボート利用調整計画の策定にあたっては、本基本方針を 参考としてください。

4
基本方
民人
投
受
認の
留施調
自係
おける船舶
お几
ij
域
河三区域(二)
原

河川整備課 14.7.11

ſ	<del></del>	<u>.</u>	:		· <del>·</del>
7-75	第一橋梁から上流	河川の単独区域又は港湾との 重複区域	業	原則として認めない。ただし、 遊水地その他の静水域で洪水 時等に船舶の流出の恐れがな いと考えられるときは、認めるこ ともできる。	区域の別(河川の単独区域、 港湾との重複区域)に応じて 「ケース3」又「ケース2」の例に よる。
7-74	第一橋梁から上流	港湾との重複区域	柜	特段の事情(例 流出船舶が、港湾施設整備後に設置された橋梁に対して、治水上の支障を及ぼす、 造水性が高い場合)がない、限り、現有の港湾施設については、治水上支障がないものとして取り扱う。 なお、施設を増設するときは、別途治水上の影響を検討する。	・港湾管理者が使用許可する。・管理は港湾管理者に委ねる。
7-73	第一橋梁から下流	河川の単独区域	ļ	司左	・河川管理者が市町等に占用許可する。 ・設置・管理は市町等が行う。
7-72	第一橋梁から下説	港湾との重複区域	無	治水上の影響を工作物設置許可基準に従って検討し、支障がなければ、係留施設の設置を認める。なる、「船舶の係留方法」(同許可基準第43の1億)の検討に当たっては、次の考え方によるものとする。 ① 河積が広く、船首をどの方向に向けて係留しても、計画高水位との関係で、流水を安全に流下させることができると考えられるとりについては、路面のとする。といいては、路面のとする。といいては、路面に出首を同けて係留することを前提に、係留の可否を判断するものとする。	1
7-71	第一橋梁から下流	港湾との重複区域	甲	特段の事情(例 埋立等による 河積の大幅な減少)がない限 り、現有の港湾施設について は、治水上支障がないものとし て取り扱う。 なお、施設を増設するときは、 別途治水上の影響を検討する。	・港湾管理者が使用許可する。・管理は港湾管理者に委ねる。
	第一を発りるとのといる。	区域等 河川区 域、港湾区域の別	港湾施設の有無	係留施設に関する考え方	許可等の取扱い

(注)1 表中の「港湾施設」とは、港湾法第2条第5項の港湾施設のうち、船舶を係留するための施設をいう。 (注)2 港湾以外との重複区域(例 漁港区域)その他上記の例によりがたい場合については、個別に検討する。 (注)3 各ケースにおける治水上の影響の検討方法は、「ケース2」によるものとする。

## 通達の改定状況一覧表

通達(平成2年3月版)	改定状況	参考図書
河川管理事務処理規程		河川改修事業関係例規集
(S40.4.1 建設省訓令第 1 号)		
河川敷地占用許可事務処理要綱		河川管理事務必携
(S63.5.30 河第 98 号)		
河川敷地の占用許可について	改定	河川改修事業関係例規集
(S40.12.23 建発河第 199 号)	(H11.8.5建河政発第67号)	
(改正S58.12.1建河政第96号)		
河川敷地占用許可準則の一部	改定	河川改修事業関係例規集
改正について	(H11.8.5 建河政発第 68 号)	
(S58.12.1 建河政第 97 号)		*
堤内地において堤脚付近に設置	改定	河川改修事業関係例規集
	(H6.5.31建河治発第 40 号)	
(S44.4.11 治水課, S54.7 一部	f -	
改正)	A 57 5 1	77 (Lul. 50 98 56 77 45 44
河川を横過する圧力管等工作	今回廃止	工作物設置許可基準
物の設置について		···
(S52.1.17 河第 317 号)		271176 梅毒类眼球 阿伊佐
河川区域内の土地に自転車歩		河川改修事業関係例規集
行者専用道路を設置する場合		
の取扱いについて		
(S50.11.19 建河治第 98 号) 堤外地の橋梁下にアンダーク		河川改修事業関係例規集
ロス道路を設置することにつ	,	河川以沙争来民体的风来
いて (S57.4.23 治水課専門官)		
通達)		·
堤防と道路との兼用工作物管		河川改修事業関係例規集
理協定(準則)について		7.77以炒事来风水77%,来
(S47.6.19 建河政発第 57 号)		
河岸等の植樹基準(案)	改定	河川改修事業関係例規集
万件寺の他園至午(来)	(H10.6.19	「解説」工作物設置許可基準
	建河治発第 44 号)	""加口工作的政区们"70年"
廃川敷地等事務処理要領		河川管理事務必携
(S41.9.10 河第 378 号)		
廃川敷地等の取扱いについて		河川改修事業関係例規集
(S43.8.19 建河改発第 85 号)		
廃川敷地等の処分について		河川改修事業関係例規集
(S44.9.27 建河政発第 79 号)		11.1 MIN 2 MIN 11 MIN 1
土地改良事業地域内における		河川管理事務必携
工地		/1/16 在事物心场
の (S50.4.30 河第 56 号)		<b>\</b>
(300.4.30 門第 30 写)		

ほ場整備事業に関連した河川	1	河川管理事務必携
改修の施行について		.
(H2.1.16 河第 495 号)		
河川管理施設の管理委託並び	×	河川管理事務必携
に工作物の引渡し手続きにつ		
いて(S46.9.14 河第 173 号)		
河川工事に起因して生じる鉄	ŧ	河川改修事業関係例規集
道工事に関する運輸省・建設	t	
省協定(S63.1228 建設省河治		
発第 76 号)		
河川管理施設の操作規則につ		河川改修事業関係例規集
いて (S42.2.22 建河政発第 10	)	
号)		
河川管理施設の操作規則の取		河川改修事業関係例規集
扱いについて	•	
(S55.5.21 建設省河政発第 41		
号 河治発第 35 号)		
河川管理施設の操作規則の作		河川改修事業関係例規集
成について (S42.2.22 建設省		1
河治第 13 号)		
河川管理の強化について	·	1
(S46.9.14 河第 172 号)		
河川管理の強化と事故対策防		
止について (S45.4. 9 河第 7		
号)		
河川・港湾重複区域における		河川管理事務必携
管理協定関係		
海岸保全区域指定に関する覚		河川管理事務必携
書 (S32.9.4)		·